

元禄9年安龍福事件

— 鳥取県の日朝関係史(3) —

内 藤 正 中

はじめに

1696年(元禄9)6月4日、伯耆国赤崎灘に朝鮮国から「朝爵両島監税將臣安同知騎」という旗をかかげた船が到着した。同船には「蔚陵子山両島監税將」を名乗る安龍福ら11名が乗っていたが、朝鮮国の役人が訴願のことがあるとあって来たわけであるから、初めて異国からの使節を迎えた鳥取藩としては、対応に苦慮した外交問題であったはずである。

しかし1976年(昭和56)刊の鳥取県による『鳥取県史』には、何故かこのことについて何も記していないままである。ところが戦前期に鳥取県が刊行した『因伯記要』(1907)や『鳥取県郷土史』(1932)では、それなりにこのことについて記述しているのであるから、戦後に編纂され、近世通史だけで3巻をもつ『鳥取県史』がどうして欠落させたのか、その理由が問われなければならないことになる。

安龍福の日本国「伯耆州」への抗議来藩は、韓国では高校国史教科書(上)で、「日帝の国権侵略と民族の抵抗」のなかの「間島と独島」と題する項で次のように記されているのであるから、韓国では誰一人として知らないものはいない事件になっている。教科書の記述は次の通りである。⁽¹⁾

「東海に浮かぶ独島は、蔚陵島に属する島として、三国時代からわが国の領土だった。肅宗の時代(第19代王。在位1674-1720)には、東萊の漁民安龍福が、蔚陵島に不法侵入してきた日本人漁夫を追い出したのち日本へ行き、蔚陵島と独島はわが国の領土であると確認させたこともあった。」

ここで鬱陵島に不法侵入した日本人漁夫といわれているのは、伯耆国米子の人であり、大谷・村川両名が、徳川幕府の渡海免許を得て、1618年（元和4）より行ってきていた「竹島渡海事業」のことである。この問題について、韓国側は「不法侵入」といっているのに、日本側とりわけ鳥取県においては、「朝鮮鬱陵島占領事業」などと称して、県民の海外雄飛の例として高く評価してきた問題性については、別稿⁽²⁾で指摘したのでここでは繰り返さないことにする。ただし、鳥取県に関係することが、韓国の高校国史教科書に記されていること、朝鮮王朝の公式記録である『朝鮮王朝実録』にも「伯耆州」ということで収録されている事件であることについては、特に直接のかかわりをもつ鳥取県民としても知っておく必要があるはずである。

とりわけて、鬱陵島が属していた江原道は、いま鳥取県との間で友好協定を締結して交流を進めている。それだけに、鳥取県民の朝鮮国そして江原道に対する歴史認識をたしかなものにしてゆくことが求められているのである。そのためにも、鬱陵島侵略（竹島渡海事業）をめぐる安龍福事件の実相解明は、竹島問題にも関連して、日韓両国の資料を総合的に検討する作業を通じて、急ぎ果される必要がある課題であると思っている。

一方の韓国における安龍福研究には問題が多いといわざるをえない。韓国の場合、独島（竹島）が政治課題として提起されると、必ず安龍福の日本伯耆州抗議が英雄的行動として喧伝され、国民的英雄ということで関心が喚起されるのであった。前述の高校国史教科書の記述がそうであるし、国史編纂委員会委員でもある千寛宇監修の『図説総合韓国史』第7巻の「安龍福、日本を叱る」での記述⁽³⁾さらに最近では中央日報社の月刊誌『WIN』5月号で行った「安龍福特集」の記事なども同様である。⁽⁴⁾ それらに共通しているのは、帰国した安龍福を捕らえて取調べた時の一方的な供述を収録した『朝鮮王朝実録』や『増補文献備考』の記事だけに依拠して、日本側の史料についてはほとんど配慮していないことである。安龍福の鳥取藩内での足跡をみても、安龍福が抗議して領土権を確認させた事実がないことなど、事実関係においても問題が多いといわなければならないのである。

両国に関係するこの事件について、両国での歴史認識に大きな落差のある問題

点をめぐっては、自国中心主義的歴史観を克服して、両国それぞれの側からの関係史料をつき合わせることによって、事件の実相が解明されるものと思っている。

1 安龍福の供述内容

鳥取の外港である賀露を1696年（元禄9）8月6日に出発した安龍福ら11人が乗った船は、日本海を横ぎって朝鮮国襄陽県に帰ったが、そこで江原監司に捕えられて収監された。『朝鮮王朝実録』肅宗22年（1696、元禄9）8月壬子條には次のようにみえる。

「東萊人安龍福、興海人劉日夫、寧海人劉奉石、平山浦人李仁成、樂安人金成吉、順天僧雷憲、勝淡連習靈律丹、責延安人金順立等乗船、往鬱陵島、転入日本国伯耆州、与倭人相訟、後還到襄陽県界、江原監司沈秤、掟囚其人等、馳啓下備辺司」⁽⁵⁾

安龍福と一緒に日本へ行った11名のうち8名の名前がここでは明らかにされている。次いで9月戊寅條には、備辺司の取調べに対して安龍福が供述した内容が記されている。⁽⁶⁾ その要点を以下に摘記する。

(1) 安龍福は慶尚道東萊の人で、母親を見舞うため蔚山に行き、たまたま会った僧雷憲らに、かつて渡海したことのある鬱陵島が物産豊富な島であることを話した。雷憲らは渡海することになり、寧海の劉日夫らと一緒に鬱陵島に出かけて行った。

(2) 島には多くの日本船が来ており、朝鮮人は近づくのを恐れたが、安龍福は、鬱陵島が朝鮮領であるのに、何故日本人が越境侵犯しているのか、お前たちを縛ってやると大声で怒鳴った。これに対して日本人たちは、自分たちは松島（現独島、竹島）に住んでおり、魚を取りに来ているもので、いま帰ろうとしていると答えた。松島すなわち子山島（子山島の誤りであるが、『朝鮮王朝実録』の関係記事はすべて子山島としているので、本稿も子山島と記す）も朝鮮領であるが、お前たちは敢えてそこに住んでいるのかと、さらに詰問した。そして翌朝になって船を連れて子山島に行ってみると、日本人は釜を並べて魚を煮ていたので、安龍福が杖でたたいて大声で叱ったので、日本人たちは帆を上げて帰って行った。

(3) そこで安龍福は日本船を追いかけたが、風のため玉岐島（隠岐島）に流された。島主が何をしに来たかと問うたので、自分たちは長年にわたって鬱陵島に渡海してきている、鬱陵・子山両島は朝鮮領であり、それを認めた関白（徳川將軍家）の書契もある。それにもかかわらず、日本人は朝鮮の領界を犯して鬱陵島に渡海しているが、如何なる道理であるのかと抗弁した。島主は伯耆州（鳥取藩）にその旨を連絡したというが、いつまでたっても返事がないことに、腹を立てて勝手に伯耆州をめざして出帆した。

(4) 伯耆州に行き、安龍福は「鬱陵子山両島監税將」であると名乗って、鳥取藩の使者に通告した。鳥取藩は人馬を送って迎え、安龍福は「服青帖裏着黒布笠穿皮鞋」の姿で轎に乗り、他は馬に乗って行った（青谷へ上陸した時のように記しているが、鳥取藩の史料では加路から鳥取の城下へ入る時のことである）。

(5) 安龍福は島主（伯耆州太守）と対座し、藩庁役人は下座に並び、島主から何の目的で来たかと尋ねられた。そこで前に来た時に両島は朝鮮領であるという書契をもらったのに、対馬島主に取上げられてしまい、勝手に偽造したものを使節に持たせて理不尽なことをいつてきている。このため安龍福は、対馬島主の罪状をあげて関白に上疏しようと思っ、李仁成に疏文を作らせ島主（伯耆州太守）に提出、島主はこれを受理したのである。しかしそのことを知った対馬島主の父親は、上疏文の内容が知られると息子は重罪で死ぬことになることと心配したので、鬱陵島を侵犯した15人を処罰することを条件に、関白への上疏文を撤回することとし、島主より食料その他をもらって帰国したという。雷憲らもそこで同様の供述をした。

これとは別に、『増補文献備考』では、伯耆州に行つて対馬藩主が日朝間の交易で不正行為をしていることを、米・布・紙で具体的に暴露する。

『肅宗実録』と『増補文献備考』の関係記事は重要であるので、以下に主なところの原文をかかげておく。

○ 肅宗実録卷30 丙子22年9月戊寅條

「(前略) 渠与島主对坐庁上、諸人並下坐中階、島主問何以入来、答曰、前日以両島事、受出書契、不啻明白、而对馬島主、奪取書契、中間偽造、数遣差倭、非法横侵、吾將上疏関白、歴陳罪状、島主許之、遂使李仁成構疏、呈納、島主之父、来懇伯耆州曰、若登

此疏、吾子必重得罪死、請勿捧入、故不得稟定於関白、而前日犯境倭十五人、摘発行罰、仍謂渠曰、両島既属爾国之後、或有更为犯越者、島主如或構侵、並作国書、定訳官入送、則当为重処、仍給糧、定差倭護送、渠以带去有弊辞之云、雷憲等諸人供辞略同」

○ 『増補文献備考』卷31、輿地考19

「(前略) 龍福転至伯耆州、言其状太守悉捕治之、龍福乃詭稱鬱陵監税官、升堂与太守抗礼、大言曰馬島之居間矯誣、豈但鬱陵一事、我国所送幣貨、馬島転売日本、多設機詐、米十五斗一斛、馬島以七斗為斛、布三十尺為一疋、馬島以二十尺為疋、紙一束甚長、馬島載為、三束、関白何從而知之、不能為我達一書於関白乎、太守許之、馬島主父、時在江戸、聞之大懼、乞於太守曰、吾朝而入、則吾見夕而死、子其囚之、太守婦語龍福曰、毋庸上書、且速帰、馬島如更争界者、可差人賈書来、龍福遷泊襄陽、告于官、且献在伯耆時、呈太守文、以証前事」

韓国側での安龍福事件研究は、以上の2つの史料を無批判に受け入れていることに共通する特色がある。⁷⁾しかし、史料で示されている内容は、事実関係でほとんどが誤りであるといわなければならないのである。

第1に、安龍福らの供述は、1693年と1696年の二度にわたる鳥取への来藩経験をもとにして、自作自演のストーリーをつくったものといわなければならない。何よりも、1696年には幕府の渡海禁止令のため、米子商人は竹島に行っていないにもかかわらず、竹島＝鬱陵島に越境侵犯した日本船を追って玉岐島＝隠岐島に行ったとしている。

第2に、1693年に連行された安龍福は、日本語が話せる通詞であったが、1696年の時には、会話はもちろんのこと、筆談においても李仁成を伴っているにもかかわらず、「其来由不分明」と鳥取藩側に来藩趣旨を正しく伝えることができなかつたとされている。しかし、帰国しての供述では、伯耆州に行つて「島主と対座」して、領土権や対馬藩主の不正行為をめぐる交渉を行い、李仁成に作成させた上疏文を「伯耆州」に提出したことになるのであるが、鳥取藩側には、そのことについての記録は全く見ることはできない。

第3に、「伯耆州」への上疏文提出のことを知つて、対馬藩主の父親が登場してくるが、鳥取で行われている交渉である以上、常識的には考えられないことである。

第4に、そのことにも関連して、韓国の学者のなかには、伯耆州に行った帰途、対馬島に立ち寄って対馬藩主に抗議し交渉したとする説もあるが、朝鮮国との外交折衝の窓口を担当する対馬藩が、例え「鬱陵子山両島監税將」を名乗ったとしても、領土問題などの交渉をするはずはない。対馬藩としては半年前の1月に幕府が竹島渡海禁止を決定したことは承知しているのである。

以上のように、『朝鮮王朝実録』に記載してある安龍福の供述、さらにのちになってまとめた『増補文献備考』の記事については、事実と異なることを指摘せざるをえないのである。しかしさりとて、この事件を全面的に無視してしまうことは誤りであり、安龍福らが鬱陵島と子山島が朝鮮領であるにもかかわらず、日本人漁民が侵犯して漁撈していることに抗議するために、自らを「朝鬱両島監税將」と仮称して鳥取藩に来たことは、たしかな事実である。したがって、『鳥取県史』のように、これを無視して県史の記述から欠落させてしまうのは正しくないし、川上健三『竹島の歴史地理学的研究』の如く、安龍福の供述は「虚構と誇張に満ちたもの」というだけでは、事件の歴史的意義を見失うことになる。

2 元禄5年朝鮮人との遭遇

伯耆国米子の商人である大谷・村川の両人が、幕府の渡海免許を受けて1618年（元和4）より行ってきていた竹島渡海事業は、1692年（元禄5）に至って朝鮮人からの抗議に直面させられる。1741年（寛保2）に松岡布政が著わした『伯耆民談記』には、その状況について次のように記している。

「然るに元禄五年に至りて、例の如く渡海しけるに、唐人数多群居て、海獺をなす、兩氏之を制すといへとも、更に之を聞き入れぬのみならず、動もすれば暴力を以て抵抗せんとし、危うき難に及ばんとするにより、兩人は是非に及ばず帰帆しけり、翌年又渡海せしに、今度は唐人大多勢渡り居て、家を設け、漁獺を盛んにせり、兩人如何ともすることを得ず、依て計策をなし、唐人兩人を擒にして召連れ帰帆す」⁽⁹⁾

1692年（元禄5）に竹島（鬱陵島）に渡海してみると、すでに多数の唐人、すなわち朝鮮人がいて漁撈をしていた。漁を止めさせようとしたが、衆寡敵せず、何も出来ないままで帰国をよぎなくさせられた。翌年も同じことで、計略で2名

の朝鮮人を捕らえて帰国したという。1692年（元禄5）の状況については、岡嶋正義の『竹島考』が詳細を記している。⁽¹⁰⁾ 同文書は未だ活字化されて公刊されるに至っていないので、以下本稿では原文のままで紹介することにした。

「三月廿六日辰尅、竹島ノ内伊賀嶋ト云フ小嶼ニ船ヲ繫留、本嶋ノ体ヲ望察スルニ、不審シキナルモノアリケレバ、船中一同ニ疑念ヲ生シ議論区々ニシテ不決ズ、其夜ハ此所ニ船ヲ泊シ、翌朝ニ及テ評議セルニハ所詮竹島へ着岸シテ其上決断スコト、船ヲ発シテ浜田浦ヲ指テ漕近ケルニ、果シテ異船二艘海辺ニ見エケルガ、一艘ハ居船、一艘ハ浮船ニテ、三十人バカリ乗組ミ、此方ノ船ヲ目指タル躰ニテ、乗近ツケケルガ、今ハ間合七八間ニ向迫リタル所ニテ、ツトアハシテ大阪浦ノ方へ乗通りケル、又異国人式人浜手へ相見エケルガ、是モ小舟ヲ下シテ此方ノ船近ク乗過ケル故、彼舟ヲ呼掛、件ノ兩人ヲ此方ノ船へ押テ乗移ラセ、何ノ国ヨリ渡来セリヤト尋ケルニ、其内ノ一人ハ譯者ニテ答ケル様ハ、我等トモハ朝鮮国ノ内カワテンカワゲ^{此地未詳ナリ}ノ者也ト云、此方ノ船人トモノ申ニハ、元来コノ竹島ハ大日本国ノ將軍様ヨリ銘々共拜領シテ旧年渡海セル島也、然ルニ汝ガ如キ毛唐人トモ、猥リニ渡来致シ漁業ヲ妨ケルノ段、前代未聞不届ノ至ナリ、一尅モ早く立去ベシト呵禁シケレバ、譯者陳シ申ニハ、是ヨリ北ニ当リテツツ小島アリ、吾国主兼テ我等ニ命シテ三年ニ一度ヅツ彼島ニ渡海シテ獮ヲ捕テ奉ル事恒例ナリ、当春モ渡海セントテ二月廿一日類船数拾艘ニテ本国ヲ開洋シケル処、渡中ニテ風漂ニ逢ヒ、其内五艘ノ乗組都合五拾三人、三月廿三日ヤウヤウト此島へ流着シ、海岸ヲ臨見ルニ獮卓山ニ見エケレバ、幸ノ事ト心ニ悦ビ今ニ滞泊シテ漁業ヲ成ケル也、尤難海ノ節船モ少々破損シケレバ、修復ヲ加ヘ成就セル上ハ早速ニ帰船スベシ、御辺達ノ船モ疾々着岸アラレヨ、無余義躰ニ申ケレトモ、衆寡不敵ノ戒アレバ、船中一同疑念ヲ挟ミ、船ヲハ此所ニ碇ヲ下シ、船人ノ内若干小舟ニ乗テ揚陸シ、境界ヲ彼方此方ト閱歴シケルニ、去秋此方ヨリ廠々ニ囲置タル獮船八艘並漁獮ノ具ナドスキト紛失シケレバ、此等ノ物ハ如何相成タルヤト、件ノ譯者ニ責問シケレバ、唐人答申ニハ、我等ガ鞆浦々ニ乗廻シ漁獮ニ用ヒ居ケル也、何様着岸アツテ上陸セラレヨト、温語ヲ以テ勸メ申ケレトモ、其情実ノ程難計、敢テ其意ニ不随、サテ件ノ唐人ヲバ兩人トモ上陸成シメ、後證ノ為ニテ渠等ガ製置タル串鮓少シ、並笠一蓋、網頭巾一箇、味噌麴一塊ヲ取テ、同日申ノ尅碇ヲ起シ、四月朔日石見国浜田浦へ着岸シ、同四日雲州雲津へ到船シ、翌五日申尅米子へ帰岸セシト也」

『竹島考』で記されている1692年（元禄5）の場合をまとめると、その要点は次のようになる。(1) 朝鮮船には、「譯者」すなわち日本語を話す者がいて、それなりの意思の疎通が行われた。(2) 朝鮮船は「カワテンカワゲ」から来たものであり、国王の命で3年に一度ずつ竹島（鬱陵島）の北にある小島に渡ってアワビ

を取ることになっていること。(3) 2月21日に数十艘で出発したが、風のため5艘53人が3月23日に竹島に漂着した。幸い島にはアワビが多かったので漁をすることとし、船の修繕が終り次第に帰国するつもりである。(4) 昨年秋から小屋に囲っていた8艘の舟と漁撈用具がなくなっていることから、朝鮮人を叱りつけて立去るように申し渡した。(5) 朝鮮人は「温語ヲ以テ」やさしく話しかけてきたが、その内実のほどはわからないまま、「衆寡敵せず」と考えて朝鮮人のいう通りにはならなかった。(6) 朝鮮人が来島していた証拠として串アワビ、笠、網頭巾、味噌麴を持って帰ったこと、などである。

『竹島考』とは別に、同じ岡嶋正義には『因府年表』があり、竹島での朝鮮人との遭遇の状況を記している。『竹島考』がおだやかな交渉を伝えているのに対して、『因府年表』では、村川船の乗員が強い調子で朝鮮人を叱責して、朝鮮人が持っていた串アワビなどを証拠物件として取り上げて米子に帰って来たことを述べるのであった。

「米子の船長村川市兵衛例年の通り、竹島へ船を渡海せしめけるに、今年是其より先に朝鮮国の人渡来し、縦に漁業を営み、剩へ此方より残し置きたる調度どもをも、理不尽に出して取用い候体に相見えしかば、村川が船人等は大に憤り、其内の異客二人を縛り押へて、此方の船に乗移らしめて申渡しけるは、元来当島は我々ども日本の將軍家より拝領して、久しく通船致しけるに、汝の輩濫りに渡船して狼藉に及び居る條、奇怪の至りなりと、強く彼等を呵責して上陸せしめ、後日の證據の爲にとて、異客の捕居ける串鮑少々、並に笠一蓋、網頭巾一箇、味噌麴一塊を取て、頓て出帆して今日米子へ帰帆し、事の由備に鳥府へ申上げりと云ふ」⁽¹⁰⁾

『因府年表』のこの記事は、鳥取県が1932年(昭和7)に発行した『鳥取県郷土史』にもそのまま引用されて、「事件を率直に伝えて居ると思はるる」と付言されているものである。⁽¹¹⁾ だがしかし、『竹島考』の記述と比べると、明らかに異質の論調になっている。それは『因府年表』が、3年後の幕府の竹島渡海業禁止令に対して、「国威国権の上」より「痛哭の至也」とする立場からまとめられたことに関係して、敢えて強硬な姿勢での記述をしたものと思われる。これに対して『竹島考』の記述は、1724年(享保9)に幕府から調査を命じられた時、大谷・村川両人が竹島に渡海した船頭や水主に質して作成した「從江戸御尋書之

写」⁽¹²⁾と同じ内容であることからすれば、実情に合っているのは『竹島考』の記述であるというべきである。

なお『竹島考』には、日本側の「思慮浅クシテ時勢ヲ不弁」の行動が、朝鮮側の強い姿勢をもたらし、結果として、幕府に渡海禁止令を公布させる原因になったという、次のような「故老ノ伝説」を付記している。

「故老ノ伝説ニ曰、コノ時此方ノ船人トモ、事ヲ和順ニ計リ、俱ニ所務ヲ成シムルトキハ、永ク通船相成ベキ事成ニ、彼等ガ思慮浅クシテ時勢ヲ不弁、後来ヲ懲シメントテ理不尽ヲ譴責セシ故、彼ト憤怨ヲ構シテ、後ニハ此方ノ船隻ヲ拒撃セルニ至レリト、云也、此説尤当レリ、但是説ハ全ク落着以後ノ分別ト見ユルカ、萬事ソノ如クニハ的中シ難キ事興」

3 元禄6年の朝鮮人連行

翌元禄6年(1693)は大谷九右衛門が年番で、黒兵衛と平兵衛の両名を船頭に於て21名が渡海した。『竹島考』には次のように記してある。

「(二月)十七日ノ未ノ刻ニハ竹島ニ着帆致シケルガ、当年モ朝鮮人トモ渡来セル程モ難計ケレバ、依之直ニ浜田浦ヘハ着帆セズシテ、唐船ガ崎ヘ船ヲ繋留、先本島ヘ人ヲ上テ徘徊窺覘セシムルニ、鰹芽ノ葉余程干置タル処アリ、且ソノ辺ニ破タル草鞋ノ脱捨タルアリ、コレヲ着ニ本邦ノモノニ不似、サレバ朝鮮人ノ吾船ヨリ先ダッテ渡来セル事無疑ナリ、イカガセント議論時ヲ移シケル内ニモ、早クモ日モ巳ニ晩景ニ及ビケレバ其俟一夜ヲ明シ、サテ翌朝ニ至リ、船頭黒兵衛平兵衛兩人壯夫五人ヲ伴ヒ、都合七人脚舟ニ取乗テ、先ツ西ノ浦ヲ搜尋スルニ、何ノ不審シキ跡モ無リケレバ、舟ヲ北浦ニ漕廻シケレバ、灘辺ニ居船一隻ヲ見カケタリ、其所ニ乗寄テ容子ヲ窺視ニ、仮廠ノ内ニ唐人一人居合セ、鰹ノ葉ヲ仰山ニ捕上居ケレバ、其仔細イカニト問シメケルニ、言語一向ニ通ゼズ、依之彼唐人ヲ此方ノ舟ニ乗シメ、大天狗ト云方ヘ漕廻シケルニ、唐人拾人バカリニテ海獵ヲ成シテ居ケル、故其所ヘ乗近ツケルニ、其中ヘ譯者アリテ、渠ト他ノ一人ノ唐人トヲ此方ノ船ニ乗ヒテ、先ニ乘来ル処ノ一人ヲ上陸成シメ、兼テ竹島ハ荒磯ナレバ風潮ノ変難計、急ギ歸リテ兩人ノ異客ヲ本船ニ移シ、此度渡来セル仔細ヲ詰問シケルニ、譯者ノ申ニハ、吾在所ハ朝鮮國慶尚道東萊県ノ者ニテ、アンピンジャ年齢四十二歳ナリ、是ナル者ハ蔚山人ニテ、トラヘト云ヘリ、年齢三十四歳ナリ、当春三界ノシャクハンヨリ、鰹捕テ奉レト下知セラレシカトモ、去バ何レノ嶋ヘ渡海セヨトノ差図ハ無之候得

共、去年コノ島へ流着セル者トモ夥敷、鰹芽ノ葉ヲ捕帰リ候ユヘ、我等モ此島へ渡海スヘシト思立、三月二十七日釜山浦を出帆シ、同夜着岸セシ由ヲ答フ、又類船ハ何程渡来セルヤト問ケルニ、三艘ノ内拾七人乗ニ拾五人乗、我等ガ乗組ノ船ハ拾人ニテ、都合四拾二人着帆セリ、尤ソノ中ニハ去年渡海セル者四人アリ、其名ハヤガ井イワシニ某ト云者ナリト答フ、船中ノ者トモ相議シケルニハ、昨年ノ朝鮮人トモヘ再渡来致マヅキ旨急度戒置ケル処、又候当春モ我等ニ先ダッテ着岸致シ、所務を妨グルノ段言語道断ナリ、其尽ニ捨置ナバ遂ニ彼等ガ為ニ吾領地ヲ掠奪セラレシ事必然ナリ、所詮コノ兩人ヲ連帰リ事ノ由備ニ遂言上、幕府ノ御裁定ヲ仰ク可ト衆議一決シテ、十八日ノ未ノ尅竹島ヲ退船シ、同二十日隠岐国嶋後ノ福浦へ着岸致シ候処、雲州候ノ官廨ヨリ早速船頭ヲ呼出シ、此度朝鮮人ヲ押テ誘引セル始末委シク遂吟味、事ノ由紙面ニ書記セシヲ可差出トノ下知ナリシカトモ、船頭ノ申ニハ朝鮮人トモ此船中ニ居合候上ハ、彼等ヲ御詮議下サル可ト陳シケレバ、去ハ異客ヲ連参レトテ、其地ノ里官立合ニテ是ヲ糾問シ、口書ヲ認メ大谷ガ船頭トモヘモ其端ニ印形ヲ可押トアリシカモ、此義ハ固ク断リテ致サザリケルトゾ、サテ事終テ後官廨ヨリ異客ヘ酒肴ヲ贈リケル

同二十三日福浦ヲ出帆シテ嶋前ヘ到岸シ、同二十六日此所ヲ発船シテ雲州長浜ニ着船シ、翌二十七日未尅米子ニ帰岸致シ、サテ異客ヲバ灘町大谷九右衛門ガ宅ヘ入置、羽檄ヲ馳テ事ノ由鳥府ヘ上啓シケレバ、非常ノ珍事ナル故、米子ノ領守荒尾大和、別家ノ伯父ナル荒尾修理急キ彼地ニ赴キ、具ニ令遂吟味、サテ事ノ由太守家ヨリ具ニ幕府ヘ被仰達シカバ、関東ノ御沙汰ヲ歴テ、政老中ヨリ朝鮮人ヘハ以来竹島ヘ渡海致ザル様ニ急度申含メ、肥前国長崎マデ送還スベキ旨御裁定ナリ、依之異客ヲバ米子表ヨリ本府ヘ可差出トノ御下知ニテ、六月二十九日米子表ヲ起程シ、途中荒尾氏ヘ御預ケ、組土鹿野郷右衛門、尾関忠兵衛コレヲ衛護シ、並ニ永見治兵衛、御医師中村玄達ヲ被付添、七月朔日申ノ尅恙ナク荒尾大和宅ヘ参着ス、此時アンピンシャハ猛性狂暴ナル者ノ由、兼テ其ノ聞エアリケレバ、若シ途中ニテ狼藉ノ挙動アッテハ悪カリナントテ、婦女幼児ノ道路ニ在テ見物スル事ヲ停止セラレケル、翌二日荒尾氏ヨリ異客ヲ町会所ヘ差出シ、旅館其ノ構ノ警衛甚以テ嚴重ナリ、頓テ起程モ近ヅケケレ程ニ山田兵左衛門、平井甚右衛門ヘ異客護送ノ使節ヲ被命、並御医師竹間玄碩、御徒方五人、輕卒御小人若干、其ノ外脚料理人マデモコレヲ付屬セラレ、六月七日辰ノ尅本府ヲ発程シ、兩人ノ異客ヲ巴轎ニ乗テ陸路ヲ長崎ノ津迄コレヲ送還セラレケル、実ニ稀有ノ変事ナリ」

元禄6年(1693)の竹島渡海でも、朝鮮人が先に来島していた。(1)「譯者」すなわち日本語のわかる者他1名を捕えて質したところ、朝鮮国慶尚道東萊県のアンピンシャ42歳、蔚山のトラヘ34歳で、4艘42人で釜山からやってきた。(2)昨年も渡来しないように嚴重申渡したにもかかわらず、今年も来島したことは許せ

ない行為で、2名を連れ帰り詳細を報告して幕府の裁定を仰ぐことにしたい。(3)隠岐国福浦で出雲藩代官から朝鮮人を連行した経緯について詳細を記して提出するように求められたが、船頭は朝鮮人から直接聞くよう申し入れ、村役人立会いのもとで調書をとった。しかし、船頭たちは調書に印形を押捺することは固辞した。(4)隠岐福浦での取調が終った後、代官所から酒肴が異客に贈られた。(5)米子到着後は灘町大谷九右衛門宅に留められ、鳥取藩に報告、幕府の指示で朝鮮人の竹島渡海厳禁を申し渡して肥前国長崎に送還することにする。(6)米子から鳥取への護送には医師が付添うが、アンピンシャは「猛性狂暴ナル者」ということで婦女幼児が道路に出て見物することを禁止した。(7)鳥取城下では町会所に7月2日から6日間滞在し、7日に長崎に向け医師、料理人もつけて陸路で鳥取を出発した。

この年の竹島からの朝鮮人連行については、藩政史料の『御櫓控帳』や『因府年表』にも記してある。これらはいずれも『鳥取県郷土史』でも紹介されているので、⁽¹²⁾ここでは米子・鳥取での状況を中心に必要な限りで摘記するにとどめる。

竹島から米子に到着したのは、『竹島考』に記してあったように3月27日である。「異客ヲバ灘町大谷九右衛門ガ宅ヘ入置、羽檄ヲ馳テ事ノ由鳥取ヘ上啓」「非常ノ珍事ナル故、米子ノ領守荒尾大和別家ノ伯父ナル荒尾修理急キ彼地ニ赴キ事ノ具ヲ精々令遂吟味」と記してあったが、鳥取藩の『控帳』に出てくるのは、1か月後の4月28日の記事である。

「例年竹島に鮑取に参り候船渡海候処、彼島に唐人居申に付て、獵不罷成戻り候に付、唐人二人を船に乗せ参り候由、荒尾修理より申越す、依之江戸ヘ7日割の御飛脚差出す、江戸より御左右之内は、唐人大屋九右衛門手前に差置、大和組中之内、作廻人申付、足輕兩人に付置候様に修理に申遣候」

米子の大谷九右衛門宅に留置されていた朝鮮人を取調べたのは、鳥取から米子に派遣された荒尾修理であり、4月28日になって調書が藩庁に提出されたということで、江戸の藩主への報告については、4月晦日の條にも「米子迄参り候唐人の口書並に所持候書三通、さすが一本江戸に七日割之御飛脚を以て差遣候事」とみえる。また4月28日の條の後段は、江戸より何分の指示のあるまでは、大谷宅

に留置し、城主荒尾大和の組士が世話をし、足軽2名を警護につけるよう命じられた。米子での生活については、5月11日の條に、朝鮮人が申し出た外出は禁止するが酒は一日3升まではよいということが出ている。

そして5月26日になって、ようやく長崎へ送る指令が藩庁に達せられる。「今度朝鮮人長崎に被遣候儀、何も遂相談、海上無心元に付て陸地被遣候筈に取極、萬々御用意夫々役人江申渡候事」

長崎送りに先だつて、5月29日に米子を出発、6月1日に鳥取城下に護送され、其夜は荒尾大和の屋敷に収容、翌日からは会所が宿舎に充てられた。6月2日の條に、「朝鮮人今晚会所に集り、其節式部、將監、日向同道にて大和宅へ参り逢候事」とある。2日には朝鮮人2人が会所に移されているので、会所に和田式部、津田將監、池田日向の重役3名が晩に集った上で、荒尾大和宅に行つて会談したという記事である。

以上の限りからすれば、朝鮮人を取調べたのは、まず隠岐の代官所であり、米子に来てからは、鳥取から米子に派遣された荒尾修理であり、その調書が鳥取の藩庁から江戸の藩邸に送られ、幕府の指示を待ったということである。取調べた調査の内容は、『竹島考』や『因府年表』にあるものと考えられる、したがって、安龍福が供述しているように、鳥取城下に送られたのち、会所その他で藩の重臣と対座して会談したということは到底考えられないのである。

それというのも、韓国側の記録である『朝鮮王朝実録』所載の安龍福の供述では、鳥取で「伯耆州」から蔚陵子山両島は朝鮮領であるとする関白の書契を交渉して獲得し、加えて銀貨まで貰つて長崎に送られ、対馬経由で帰国する途中、「対馬島主」に奪われたということになっている。肅宗22年10月甲辰條には、「安龍福以為伯耆州所給銀貨及文書馬島人劫奪」とみえる。この時点では未だ対馬藩も幕府も竹島（蔚陵島）が朝鮮領であるとは認めておらず、ましてや強制連行してきた異国人に領土にかかわる文書を与えることは考えられないし、日本側では連行したことについてさえ、それが悪いことをしたという認識がないのであるから、金銭などを与えるはずもない。⁽¹³⁾

また、鳥取から陸路で長崎奉行所に護送するにあたって、御徒方5人、足軽若干人のほか、医師や料理人をつけたことを「手厚いもてなし」とみる説もあるが

石見银山料での例をみても長崎送りの通例に従ったというべきである。⁽¹⁴⁾

4 元禄9年の抗議来藩

1693年（元禄6）9月に、竹島で拘束して鳥取に連行された2名の朝鮮人は、長崎に鳥取から送られた後、対馬藩によって朝鮮国釜山に送還された。対馬藩の『朝鮮通交大紀』は、「此年鈞命して朝鮮人四十余名、我因幡州竹嶋に來り漁せしによりて、其捕へたりし二名を彼国に送致さしむ、九月、公多田与左衛門をして書を持ちし、是を送られし之事」と記している。⁽¹⁵⁾ また、幕府の『通交一覽』では、「東武鈞命して我をして其事を朝鮮に報じ、嚴に彼人の來漁するを禁ぜしむ、此年九月公より多田与左衛門を使とし、書を礼曹に送り、且二人を返されたり」と記す。⁽¹⁶⁾ 幕府の立場は、竹島は日本領であるから朝鮮人の來漁を禁止するというものであり、鳥取藩からの報告を受け、さらに禁令を徹底するようにと、対馬藩から多田与左衛門を使人に朝鮮王朝に申し入れたのである。⁽¹⁷⁾ すなわち、

「貴域瀕海漁民、此年行舟於本国竹島、竊為漁採、極是不可到地也、以故土官詳諭国禁、固告不可再、及使渠輩盡退還矣、然今春亦復不顧国禁、漁民四十余口往入竹島、雜然漁採、由是土官拘留其漁民二人、而為質於州司、以為一時之證、故我国因幡州牧、速以前後事狀馳啓東都、蒙令彼漁民附與敝邑以還本土、自今而後決莫容漁船於彼島、弥可存制禁、不佞今奉東都之命、以報知貴国云々」⁽¹⁷⁾

この時に対馬藩は、竹島すなわち蔚陵島が日本領であるとして、朝鮮人漁民の渡海禁止を幕府の命として朝鮮王朝に申し入れた。これに対して朝鮮側では、空島政策をとって住民を引き揚げさせているものの朝鮮領であることには変りないと主張し、さらに対馬藩は、竹島は蔚陵島とは別であるなどといって、日本で呼んでいる竹島ということで蔚陵島に対する領有権を認めさせようと、執拗な交渉をつづけた。しかし朝鮮側は、竹島と蔚陵島は一島二名であると反論し、蔚陵島が朝鮮領であることは『東国輿地勝覽』など朝鮮の史料を通じて明らかであることは日本人もよく承知しているはずで、それにもかかわらず朝鮮領を日本人が侵略して朝鮮漁民を拘束するなどは、誠信の道に欠げるときびしく批判した。この交渉は1696年（元禄9）になってようやく決着し、1月28日付で幕府は日本人の

竹島渡海を禁止するに至る。

ここに至るまで、1694年（元禄7）も'95年も米子商人の竹島渡海はつづけられていた。米子の大谷家文書では、「元禄七年例の如く竹島渡海致す処、彼の島に唐人大勢参入の躰なり、此方の船中は小人数にて據なく帰国、其の旨御達し申上候処、伯耆守様より御公儀へ御注進、御評議の上、其翌八年渡海船中に鉄砲五挺、槍太刀御免蒙り、御威光を以て渡海致」などと、武器を携えての渡海をする。⁽¹⁸⁾

ところが、その翌'96年（元禄9）6月4日に、伯耆国赤崎灘に「朝薨両島監統將臣安同知騎」「起船尾見盛稻又帰古郷恩農時」という旗を立てた朝鮮の船が着岸した。いわゆる安龍福事件の開幕である。『竹島考』では、「朝鮮国通使船本藩」と題して、赤崎灘着岸以来の経過を以下のようにまとめている。

「元禄九年六月四日、伯耆国赤崎灘へ朝鮮国ノ船着セル由及注進、又其レヨリ前、隠岐国御代官後藤角右衛門殿手代共ヨリ報告セルニハ、五月二十日朝鮮船一艘着岸セル故、其仔細備詳相尋候処、今度彼国船三拾二艘竹島へ渡海シケルガ、其内ノ一艘、伯耆国へ訴訟ノ為カ渡来セルノ由申侍ル旨相達居ケレバ、定メテソノ船ナラメト、御船手山崎主馬へ命アッテ急ギ彼地へ馳向ケル処、^{ソノ}朝鮮船ハ早氣多郡長尾鼻ヲ乗廻シ、船磯ノ灘ニテハタト行逢タリ、此処ハ船繋リ難相成、依ッテ引船数艘ヲ出テ青谷へ漕戻サセ、異船ヲ湊ノ内へ引入テ、番船堅ク付置ケル是ヲ警衛ス、其内平井金左衛門ヲ被遣、船客ニ対シ竹島ノ義ニ付来船セルヤト相尋ケルニ、通詞無レバ仔細分明ナラズ、依之御儒者辻権允筆談被仰付、青谷ニ向候テ安同知外ニ一人ヲ専念寺へ請シ、対談ニ及ケルニ、サラバ竹島ノ一義ニ依テ使船ヲ通ゼシトモ明白セズシテ止ケシトカヤ、サテ事ノ由羽徹ヲ以テ幕府へ御達ニ相成、同八日ニハ御普請奉行北村八兵衛ソノ手ノ役人ヲ引領シテ赴之ニ、同十二日異船ヲ加路へ迎ヘラレ、東善寺ヲ須臾ノ旅館トセラレタル

同二十一日伝馬九疋ヲ被遣、戸田市右衛門、牧野市郎右衛門、岡嶋藤兵衛途中ヲ警護シ、異客ヲ本府ノ町会所へ被差置、逗留中ノ馳走ヲ羽原伝五兵衛へ被命レ、然ル処ニ從幕府異客アラバ上陸致サセズ、其俣船へ可差置ノ御沙汰相聞エリシカバ、急ギ湖山ノ青嶋ニ仮廠ヲ営ミ、使船ヲ湖中ニ引入テ此所ニ被差置、今ニ此島ノ南片ニ唐人船屋ノ名残アルハ、其ノ時ノ旧蹤ナリト聞エケル、……

其後從幕府重テ御下知有之候ニハ、対馬候ノ御家来一人、通詞兩人御当地へ被差越ルルノ間、朝鮮人願ノ筋有之バ肥前国長崎官庁有之故、其表へ廻船シ其コテ願出可申、他ノ国々ニ於テ異国ノ願取扱候義ハ政府ノ大禁ナレバ、決シテ難相成旨随分穩ニ申論シ、若不許容ノ躰相見エ候ハバ、直ニ帰帆スベキノ旨可申渡、ソノ内無異儀長崎へ帆ヲ開キ

ナバ、此御方ノ御家来並対州候ノ御家来朝鮮船ニ附添送り可參旨被仰出ケルトゾ、今此舉ノ落着詳カナラズ」

なお、これにつづいて「青谷ノ茶屋兵助カ許ニ其時ニ来リシ異船ノ人員之記並^{シカク}船驗ノ図ヲ所持セリ」として、以下のように安同知以下11人の乗員の名をあげている。

三品堂上臣	安	同知			
金烏僧將釋氏	憲	判事			
進士軍官	李	裨將	金	裨將	
帶率	金	沙工	劉	格率	劉 漢夫
釋氏帶率僧	淡	法主	習	化主	律 化主 責 化主

以上11名のうち、「憲判事」については、『因府年表』のなかでは「季進士」と記している。「季」は「李」の誤記ではないかと思われる。

この安龍福の来藩について、『因伯記要』においては、「蓋し未だ我薨陵島放棄の事実を知らずして、事を我藩庁に訴んとせるに基けるものの如し」と評しているが、⁽¹⁹⁾ 渡海禁止令が朝鮮政府に伝えられたのは、翌年2月のことである。すなわち、幕府の竹島渡海禁止令は、1696年（元禄9）1月28日付で、鳥取藩に発せられている。しかし対馬藩から朝鮮側に口上で、「竹島ノ義因幡伯耆ノ附属ニモ無之」と渡海禁止を指示した旨を伝えたのは同年10月16日、文書で東萊府使に通告したのは翌年2月のことである。⁽²⁰⁾ 対馬藩からの口上での通告にしても、安龍福らが因幡に抗議のために来たとのことで、幕府から通詞を鳥取藩に派遣することを命じられた対馬藩は、この年1月に幕府が発した竹島渡海禁止令のことを朝鮮側に通告していなかったために、あわてて口頭で行ったといわれている。この件について川上健三は、「朝鮮側でこの竹島渡海禁止を安龍福の訴訟の結果、幕府が聴許したとみなすことともなれば、将来重大な禍根を残すこととなるのはもちろん、日鮮間の交渉は一切対馬を経由して行くと従来のしきたりを破るおそれもあった」ため、当初は鳥取に在る安龍福らを長崎に送ることにしていた方針を改めて、帰国させることにしたともいう。⁽²¹⁾

『鳥取県郷土史』では、『因府年表』にもとづいて事件の経過を記しているにもかかわらず、問題を「漁業権」をめぐる漁民相互間での紛争としてしか見てお

らず、朝鮮の漁民が勝手に鳥取藩にやってきたのは違法の行為であり、対馬藩を通ずる抗議で陳謝してきたと、次のように評している。⁽²²⁾

「思ふに元禄6年、村川・大屋の船人が竹島に就航し、彼島に先着漁獲中の朝鮮の通詞外一人を強要連行して帰帆せしより、将来当然起るべき日鮮両国間の漁業権について、逆襲的に談判せんため、隠岐を経て伯耆に来航したものと推定せらる。然るに通訳無く文字を解する者無かりしたため、来旨明らかならず、我が藩よりも特に御儒者辻権之丞を青屋に派遣して筆談せしめたが、要領を得なかつた。当時朝鮮の漁船32隻も通航先着して漁利を壟断していたので、彼等は村川・大屋の船人等の来航を以て、国益を害するものとして、非公式ながら使船を派遣して訴訟せしめたものであらう。……其後宗家は朝鮮に対し、日鮮間の事件は対馬に於て取扱ふのが国法であるのに、猥りに鳥取藩に使船を送るの違法を詰ったところ、朝鮮では漁民が勝手にしたので政府は知らないことである。依て該漁民等は夫々処分したと云って陳謝してきた。」⁽²²⁾

以上のことからすれば、『鳥取県郷土史』での鳥取県の見解は、いうところの竹島（鬱陵島）が朝鮮領に属する島であることが明らかになった後においても、以前として鳥取藩領、すなわち日本領であるという基本的な立場は変えておらず、安龍福らの竹島での漁撈についても、「（日本側の）漁利を壟断」した不法行為とみているのであった。もっとも1693年（元禄6）に、竹島から2名の朝鮮人を連行して帰国したことについては、いずれ漁業権をめぐる紛争になることは予想しており、1696年（元禄9）に安龍福らが抗議の使船をもって伯耆にやって来たのは、「逆襲的に談判」をするためであったという。しかし、日朝両国間の外交は、対馬藩を通じて行うことになっているにもかかわらず、「非公式な使船」を伯耆州に送ってきたことはルール違反であることを強調して、朝鮮政府に詰問した。朝鮮側では、漁民が勝手にやったことで政府はあずかり知らぬところと回答し、併せて漁民を処分し陳謝してきたかの如くに述べている。陳謝という言葉を使うことによって、非は朝鮮側にあるといわんばかりの姿勢であるが、『朝鮮王朝実録』には、日本側が問題にしたことは記してあるものの、⁽²³⁾ 安龍福の行動について朝鮮政府が日本側に謝罪をしたとは記していない。

5 残された問題

『朝鮮王朝実録』に収録されている安龍福の供述内容は、彼ら一行が抗議のためやってきた日本の伯耆州、すなわち鳥取藩の記録からみても、事実関係で余りにも相違がありすぎるのである。したがって、韓国側のように『朝鮮王朝実録』や『増補文献備考』の記事だけで安龍福の行動を追認して議論することは誤りを犯すことになるし、日本側のように、安龍福の供述を荒唐無稽なものとして全く無視してしまうのも、事件の本質を誤認させる結果となる。

最大の問題点は、韓国の高校国史教科書が記している「鬱陵島と独島はわが国の領土であると確認させた」というように、安龍福が日本に来てどこで誰に「確認させた」かである。

鳥取藩の記録では、藩が青谷に派遣した儒学者との間での筆談でも相互の意思を通ずることができなかつたとある。1693年（元禄6）には「和語譯者」ということで竹島から米子に連行されてきた安龍福が、青谷に上陸して以来は鳥取藩側と会話を通じていないことも疑問として残る。みずから三品の位階を仮称したために、敢て日本語を話さなかつたのであろうか。このため鳥取藩では幕府を通じて対馬藩の通詞派遣を依頼するが、通詞の鳥取到着前に安龍福ら一行は船で鳥取から退去している。

鳥取の湖山池から日本海に出て、どのようなコースをとって帰国したのかは不明であるが、途中で対馬島に寄航して対馬藩主と対座するかたちで抗議を行ったということは、実際には考えられない問題としなければならない。朝鮮国との外交案件については、対馬藩が東萊府使との間で釜山の倭館で交渉することになっており、現実には1693年（元禄6）以来、竹島（鬱陵島）問題をめぐって日朝間での交渉がつづけられていた時である。しかも安龍福の来日前の1月には、日本側では竹島渡海を禁止する決定をしているのであるから、非公式の使船がもたらした訴状を対馬藩が受理したり、ましてや藩主が出てきて安龍福に対座することなど考えられないのである。

しかし幕府は、竹島の問題で朝鮮船が鳥取藩に抗議のために来着したことは知っていたようである。したがって、日本関白（徳川将軍）への上疏文なるものが、

いつ、どこで、誰に提出されたかが問題になる。対馬藩主から東萊府使に対する質問では、「去秋貴国人呈單ノ事」という文言があり、朝鮮側の回答にも「呈書ノ事ニ至テハ其妄作ノ罪アリ」と記してある。⁽²⁴⁾ 対馬藩主がいう「去秋」は6・7月の事件であったから誤りであるとしなければならないが、安龍福が文書を提出したことを承知した上で、外交の場で問題にしているのである。このことは、幕府の指示を受けて対馬藩としては朝鮮政府と外交折衝をしている以上、幕府からもたらされた情報にもとづいていたものと考えられる。

日本関白への上疏文を鳥取藩が受理しているならば、その内容は別にして、受理した事実が記録されているはずである。しかし、安龍福事件の詳細を記録している『竹島考』や『因府年表』では、赤崎灘へ着岸した6月4日から、21日まで日は追って記しているにもかかわらず、21日に加路の東禪寺から鳥取城下本町の町会所に収容して以後については、帰帆に至るまでを短くまとめるかたちで21日のところに記してあるだけである。その後には、「幕府より異客をばそのまま船中へ差置候様にとの御沙汰の趣、仄に相聞え候故」ということから、「俄に湖山の青島へ仮廠を営みて、此所に移置かれ」と、湖山池の青島に移されることになるが、その日付は記されておらず不詳のままである。⁽²⁵⁾

何故に幕府の指示が「仄に相聞え候故」というかたちで、非公式に伝えられたかが問われる必要がある。鳥取藩としては初めて「朝鮮の使舶」を迎えて、駕籠と馬でもって城下に迎え入れ、町会所に滞在中は接待役も任命してもてなした。6月13日付で江戸藩邸に送った報告は、青谷での取調結果で、「伯耆国江願之儀有之渡海仕旨」とあり、6月22日に江戸の藩主から幕府に届出ている。⁽²⁷⁾ そして翌23日に幕府の指示が出る。ところが、鳥取の城下に安龍福が迎えられたのは21日であり、湖山池に移されるまでの1か月近くの間、異客は町会所で「朝鮮の使舶」としての待遇で過ごすのである。この間に鳥取藩としては、安龍福らに来藩の趣旨を尋ねるなどもしたものと思われるし、そのなかであるいは関白への上疏文なるものも受取っていたことも考えられなくもない。

しかし、6月23日付の幕府から鳥取藩への指示は、6月4日に伯耆国赤崎に着岸した朝鮮人が因幡国へ行きたいとってきかず、因幡国青谷に番人を付けて留めていることを前提にして、「言語しかと通じ不申候故」に対馬藩の通詞を派遣

することと、異客の願意は長崎奉行で受付けることになっており、「外之所にて、取りあげ不申大法」であることをいうてきかせるようにと述べている。⁽²⁸⁾ この指示が、いつ国元の鳥取藩に伝えられたかはわからないが、早くとも7月初め頃と思われる。それまでの鳥取藩の対応は、青谷から加露に廻航して上陸を許し、鳥取の城下に迎え入れて接待役までつけて処遇していたのである。それが「俄に湖山の青島に仮廠を営みて、此所に移置かれ」という事態に変わることになった。湖山池への移転収容の日付はもとより、関連するすべてに鳥取藩は口をつむいで公式記録を残さなくなるのであった。

ところが、7月24日付の幕府から鳥取藩への指示では、6月23日付の長崎で願意を聴取する方針を改めて、「対州之外にては朝鮮国の儀、取次不申御大法に候間」と、対馬藩以外では朝鮮国との外交問題は取扱わないのが「御大法」であるといってきた。⁽²⁹⁾ これは、幕府から鳥取藩への通詞派遣を要請された対馬藩で、安龍福の許願を受付ると、1月に発せられた幕府の竹島渡海禁止令のことを朝鮮側に通告していない事実が発覚するのを恐れて、急使を江戸に送って朝鮮国との外交における対馬藩の立場について意見具申をしたことによるとされている。

ともあれ、安龍福一行は8月6日に鳥取の加路を出帆して、8月29日に朝鮮国江原道襄陽県に帰着する。⁽³⁰⁾

鳥取藩にとっては大事件であったにもかかわらず、事件の結末については、いづれの史料でも幕府からの異客取扱いの指示を伝えるだけで終わっている。例えば『竹島考』では、「今此挙ノ落着詳カナラズ」と記すだけであり、『因府年表』では、7月24日付の幕府の方針転換は記さず、1か月前の6月23日付の長崎廻船か扇国かの幕府指示だけで、「一記には七月帰帆と載たり、又此船加路灘より追放しに相成ると見ゆ、実に、然りや、此度の異舶の落着未詳に記せしものを見ず」と記すにとどまっている。⁽³¹⁾ これらのことは、鳥取城下の町会所での鳥取藩の対応に記録として残すことができないような問題があったためと考えることが、一番妥当のように思われる。

〈註〉

- (1) 尹学準監修・筒井真喜子訳『韓国の教科書の中の日本と日本人』一光社、1989年、P155
- (2) 内藤正中「爵陵島と因伯」（鳥取女子短期大学『北東アジア文化研究』第2号、1995年10月）
- (3) 千寛宇・金龍煥『図説総合韓国史』第7巻 李朝2、ソウル啓蒙社、1992年、日本語版は金容権訳、エムテイ出版、P92
- (4) 韓国中央日報社の月刊誌『WIN』1996年5月号には、「海洋主権を守った一代の豪侠、常民の身分で日本幕府と談判」など、鳥取・島根両県下での安龍福の足跡を訪れてまとめた取材記事を中心に、6本のレポートでもって安龍福特集をしている。
- (5) 『朝鮮王朝実録』肅宗22年8月壬子條
- (6) 『朝鮮王朝実録』肅宗22年9月戊寅條
- (7) 国史編纂委員会委員でもある千寛宇の『図説総合韓国史』では、安龍福が倭船を追って爵陵島から「対馬海峡の小さな島に到着」したとする（P95）。これは『増補文献備考』巻31、輿地考19所収の記事によったものと思われるが、そこには対馬島主の「不正行為」が記してある。学術論文である宋炳基「朝鮮後期・高宗朝 爵陵島搜討の開拓」（崔永禧先生華甲記念論叢刊行委員会『韓国史学論叢』所収、ソウル探求堂、1987年）は、『肅宗実録』と『増補文献備考』にもとづく論攻であるが、「爵陵島が朝鮮の領土であるにもかかわらず、対馬島主が中間に立ってごまかし、朝鮮に贈った私物までも策略した事実を関白に知らせたとされる」と述べている（P404）。これに対して、『WIN』の金鴻均のレポートは、韓国側では初めて鳥取藩側の記録である『竹島考』や『因府年表』を参照しているにもかかわらず、記述では『肅宗実録』にある安龍福の供述を基本にして、鳥取藩史料は参照したにとどまっている。
- (8) 松岡布政『伯耆民談記』寛保2年（因伯叢書第2冊）P29
- (9) 岡嶋正義『竹島考』下巻、天保15年（鳥取県立博物館蔵）
- (10) 岡嶋正義『因府年表』元禄2年3月26日條（『鳥取県史』近世資料7、昭和51年、P154）但し、『因府年表』では元禄2年のところに記してある。
- (11) 『鳥取県郷土史』鳥取県、昭和7年、P433
- (12) 同上書 P434～437
- (13) 『朝鮮王朝実録』肅宗22年10月甲辰條、なお韓国中央日報社の『WIN』（1996年5月号）では、「江戸幕府がどうして民間人の安龍福に外交文書を手交したかは疑問である」としながらも、「朝鮮王朝実録で認定した」といって『朝鮮王朝実録』の記事を絶対的なものとする（P260）。
- (14) 石見銀山料での漂着朝鮮人の長崎送りでは、銀山代官所直属役人2名のほか、途中

道筋の各藩で物頭、馬廻、医師、徒士目付、下目付の5名が、多数の足軽と中間を率いて藩内を護送することになっていた。道中の食事は銀山料役人に対しては一汁香物五菜であるが、浜田藩役人は一汁三菜と差がみられる。異国人はすべて一汁一菜となっている。以上は、石見国横田代官所を通過した21件の異国人送還を大庭良美氏がまとめたものである（大庭良美『唐人送り』山陰中央新報社、1984年、P17）。従って鳥取藩の異国人送還に料理人をつけたのは、異国人のためではなかったとすることができる。

- (15) 『朝鮮通交大紀』巻8、名著出版、1978年、P279
- (16)(17) 『通航一覽』巻137、P25
- (18) 大谷文子『大谷家の古文書』1984年、自家出版、P143
- (19) 『因伯記要』鳥取県、明治40年、P197
- (20) 『朝鮮通交大紀』巻8では、「此年九月、天龍院公下・宋両訳使に諭して、鈞命の趣並此年彼国人十一名因幡州に來りし事、同く彼国へ被告しの事」と記してある（P279）。また川上健三は、10月16日に対馬に來た訳官下同知・宋判事に対して「此方ノ漁民渡海不仕候様ニ可被仰付江戸ヨリ被仰渡候旨」を口上で伝え、翌元禄10年（1697）には東萊府使に文書で日本人の竹島渡海を禁止したことを通告したという（『竹島の歴史地理学的研究』古今書院、1966年、P158）。
- (21) 川上健三同上書 P165
- (22) 『鳥取県郷土史』鳥取県、1932年、P442
- (23) 対馬藩主から朝鮮国東萊府使への書契に対する回答を朝鮮国王に報告した記事のなかで次のように述べている—「又夕問フ、去秋貴国人呈單ノ事アリ、朝令ニ出ヅルカト、臣曰ク、若シ弁ズ可キコトアレバ一譯ヲ江戸ニ送ラン、何ノ憚ル所アリテ狂蠢ノ浦民ヲ送ランヤ……備辺司回啓シテ曰ク……漂風ノ愚民ニ至リテハ、設ヒ作為スル所アルモ朝家ノ知ル所ニ非ズシテ、俱ニ書契ヲ成送スベキ事ニ非ズ」（朝鮮総督府編『朝鮮史』第5編第6巻、P240）
- (24) 元禄11年戊寅朝鮮国禮曹參議李善溥より対馬藩主宛文書（『朝鮮通交大紀』P287）
- (25) 『因府年表』元禄9年6月21日條（『鳥取県史』近世資料7、P189）
- (26) 川上健三は、異客の町会所から湖山池青島への移転を6月末か7月初めとするが（『竹島の歴史地理学的研究』P172）、幕府が鳥取藩に対して最初の指示を發したのが6月23日であるから、21日に城下町会所に収容したことに異議を唱えたのは月末以降で、それにより移転したこととしなければならない。なお、藩主が江戸から鳥取に帰国したのは7月19日である。
- (27) 元禄9年6月13日付で鳥取藩主から幕府に届出た口上書は次の通りである—「朝鮮之船壹艘五月二十日隱岐国江着岸、依之御代官後藤角右衛門手代中瀬彈右衛門山本清右衛門様子相尋候処、今度朝鮮船三十二艘竹島江渡海仕候、其内一艘人数十壹人罷有

候、是者伯耆国江願之儀有之渡海仕旨申付而、右兩人より飛脚を以、右之趣今月二日
 国元家来迄申越候、同四日伯州赤崎と申浦辺江、右朝鮮船着申候、則番人等申付置候…
 …」(元禄9年『御在府日記』)

- (28) 元禄9年6月23日付幕府老中大久保加賀守より鳥取藩に手交された覚は次の通り—
 「去ル四日伯耆国赤崎江朝鮮人致着岸、因幡国江参度旨申ニ付差留候得共承引不仕、因
 州青屋と申浦辺江番人附置候、言語しかと通じ不申候故、願の子細不相知候、宗次郎
 方より家来可差越候間、其方家来相談いたし、いづれの願にても長崎に罷越し、長崎
 奉行之相違候様可被申付候、其上にても長崎江参間敷旨申にをいては、外之所にてハ
 取上げ不申大法の旨申含、帰帆候様可相違由、可被申付候」(『竹島記事』)
- (29) 元禄9年7月24日付で幕府老中大久保加賀守より鳥取藩主に指示された方針転換の
 文書は次のとおり—「先頃因州え参候朝鮮人宗次郎方より通詞参候はば、相談長崎え
 被越候様にと申達候へとも、惣而朝鮮国よりの通用は宗刑部大輔方え申答に從前被仰
 付置儀に候間、其元にて通詞に様子相尋させ候儀、并長崎え遣ニ不及、対州之外にて
 は朝鮮国の儀、取次不申御大法に候間、刑部大輔え被相違候、此段も如何と被存候は、
 帰国候様に申含可被追返候、右之段各申談如此御座候」(『竹島記事』)
- (30) 元禄9年7月24日付の幕府の指示を受けた鳥取藩では、安龍福らに帰国をすすめた
 ものの如くで、『控帳』8月6日の條には「朝鮮人今朝加路出船帰帆」とみえる(川上
 健三前掲書P166)。
- (31) 『因府年表』元禄9年6月21日條(『鳥取県史』近世資料7、P189)

異文化理解と絵本の役割

— 韓国絵本事情 —

齊 木 恭 子

はじめに

日本に海外の翻訳絵本が紹介されたのは、昭和28年に出版を始めた『岩波の子
 どもの本』のシリーズであった。それ以来、欧米の絵本理論の理解と翻訳は盛ん
 に紹介され、むしろ日本の方が積極的に交流を求めていった。しかし、ことアジ
 ア地域に関しては、絵本という狭い分野に限らず、児童文学の視点からも、交流
 ということが憚られるほど、希薄な関係であった。アジア、と一口で包括され
 る国々のそれぞれが、政治的、経済的、宗教的事由などにより、異なった文化の
 発展を見せてきているのである。児童文学も当然その影響下にあり、安易には進
 めなかった部分もあったと思われる。

1990年8月、韓国・ソウルにおいて、韓国児童文学学会主催の第1回アジア児童文
 学大会が開催された。¹⁾ 韓国、日本、台湾、論文参加の中国を含めたアジアの児
 童文学者が一堂に会した本格的な国際シンポジウムであり、新しい時代の幕開け
 となる画期的な大会であった。「戦争と侵略にけがされたアジアの不幸な過去の
 歴史を正すため、児童文学を通して相互理解を深め、共同関心事の討論を通して、
 児童文学の発展をはかる。²⁾」が、大会長の李在徹のあいさつでもあり、この大
 会の目的でもあった。この学会に向けた李在徹の尽力には並々ならぬものがあっ
 た。日韓両国における児童文学交流の歴史は浅い。両国で児童文学が紹介され始
 めたのは1960年代に入ってからであり、1965年の国交正常化以後と見られている。
 1970年から、個人的レベルで田坂常和、仲村修、李元寿、李在徹らの人的交流が
 始まったことがこの学会の元々の出発点となっていた。その後、第2回目は1993
 年8月28日～30日、福岡県・宗像市³⁾で、第3回目が1995年11月3日～7日に上

一小京・十一郡・二十七県を治めることになった。以後、新羅末には光海州に変わり、高麗初までこの名称で呼ばれたようである。また弓裔が春川地域を掌握した後、新羅の郡邑名が野卑であるとしてすべて改名したので、春川の名称もこの時から使われるようになったと推測することもできよう。

新羅の後代以降、専制が緩み地方で反乱軍が蜂起して、版図は次第に縮小していった。新羅下代の混乱は、中央から疎外された地方勢力には力を増す機会となった。彼らは各地方単位で勢力を掌握して、いわゆる豪族に成長した。このような豪族勢力のうち、各地方の勢力を統合した地方勢力が登場した。この中で春川地域と関連あるものとしては、原州の梁吉（一名良吉）の部下として活動し、勢力を育て独立した弓裔（?-918）を挙げることができる。弓裔は真聖女王五年（891）十月に百余騎を率いて北原京の東方部落と溟州管内の酒泉（寧越郡酒泉面）など十余郡を掌握し、真聖女王八年（894）十月には三千五百名、六百余騎を率いて溟州に入り自ら將軍を称し独立した。彼は翌年八月には朔州の猪足（麟蹄）、狝川（華川）と漢山州の芙蓉（金化）、鉄円（鉄原）などの十余郡を掌握した。これに近隣の多くの豪族が加わったが、その中には高麗の太祖である王建（877-943）もいた。

春川地域も言及はされていないが豪族勢力が成長しており、この時弓裔に従って後高句麗の版図に属したものと推測される。これについては次節で述べる。

（以下次号）

〈執筆者紹介〉

- | | |
|------|--------------------------|
| 内藤正中 | 鳥取女子短期大学教授・北東アジア文化総合研究所長 |
| 齊木恭子 | 鳥取女子短期大学常勤講師 |
| 藤井浩基 | 鳥取女子短期大学非常勤講師 |
| 松尾茂 | 鳥取郷土文化研究会員 |
| 内藤浩之 | 鎌倉国宝館学芸員 |

北東アジア文化研究 第4号

1996年10月30日 発行

編集者 鳥取女子短期大学北東アジア文化総合研究所
編集委員 島雄満子
野津和功

発行者 鳥取女子短期大学
〒682 鳥取県倉吉市福庭854

印刷所 (有)池田印刷
〒682 鳥取県倉吉市東岩倉町2229